

新型コロナウイルス感染症拡大抑制に向けた議会对応

新型コロナウイルス感染症については、全国に緊急事態宣言が発出される中、福岡県は、特定警戒都道府県として指定され、感染者も急増し、感染経路が判明しない事象も増えている。

さらに本市でも感染者が確認され、実効性ある感染拡大抑制への対応が強く要請されている。

こうした状況を踏まえ、本市議会においては、議員相互の情報共有を確実に行之、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、原則、以下のとおり対応するものとする。

なお、議員への新型コロナウイルスに関する情報は、議会事務局が随時メールで提供するものとする。

ただし、特に重大な案件等が発生した場合は、会派代表者会議等を速やかに開催し、対応等を協議するものとする。

■ 議員活動等について

1. 公務・私用を問わず、当面、不要不急の外出は控え、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」での活動は行わないこととし、やむを得ない場合を除き、不特定多数の参加が見込まれる会合等への参加は見合わせるものとする。
2. 手洗い、換気、咳エチケット、マスクの着用等、日常的な感染予防対策を確実に行之、濃厚接触を回避するため、会話をする場合は、「社会的距離（目安として2m）」を確保するものとする。
3. 当面、県外（近隣市町を除く）への外出は行わないこととする。やむを得ない場合は、事前に議会事務局に報告し、その地域の感染状況やクラスター対策等を踏まえた行動を徹底するものとする。なお、その後、概ね2週間は議会等に出席する場合、必ずマスクを着用するものとする。
4. 市への要請及び感染症に係る情報の収集等（簡易な問い合わせは除く）は、議員個人で行うのではなく、議会事務局で集約して対応するものとする。
5. 万が一、議員本人又はその家族が新型コロナウイルス感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従って行動するとともに、速やかに議会事務局を通じ議長に報告し、PCR検査で陰性と認定された後、最低2週間は自宅で待機するものとする。

■ 議会運営に係る対応について

1. 議場及び委員会室等においては、議員・執行部のマスク着用を強く推奨するとともに、室内の換気、ドアノブ等の消毒を定期的実施するものとする。また、議員は、本会議及び委員会出席の際、事前に検温を行い、体調が悪い場合は欠席するものとする。
2. 傍聴希望者に対しては、当面、傍聴受付時に、感染リスクを説明し、感染予防のために、インターネット中継の視聴を推奨するものとする。
3. 傍聴者については、手洗い、手指消毒、マスク着用等の感染予防策への協力依頼を徹底するものとする。また、傍聴者用に消毒液を設置し、議場、委員会室の出入口及び議会事務局前に感染予防策の注意喚起の掲示を行い、議会HPでも、傍聴に対する注意喚起を行うものとする。
4. 会議の進行に際しては緊急性の高い案件を優先し、短時間の会議となるよう配慮するものとする。
5. 委員会における説明員は、必要最小人数とし、待機等の密集を避けるよう徹底するものとする。
6. 行政視察や行事等への出席要請等に関しては、議会運営委員会、委員長会、会派代表者会議等で協議し、その実施の適否について判断するものとする。